

## Tax & Legal Services Newsletter

Vol. November 2015

### 軽減法人所得税率の恒久化

タイ国内閣は、2016年1月1日以降に開始する事業年度から法人所得税率を30%から20%に恒久的に引き下げるとする歳入法改正法案を承認しました。

### 不動産の譲渡を後押しする租税措置

タイ国内閣は、個人所得税の計算に際し、居住用家屋として購入した土地付き建物もしくはコンドミニアム（その価額が3百万バーツを超えないものに限る）の価額を20%控除することを認める租税措置を承認しました。また内閣は、譲渡費用および抵当登録費用を0.01%に引き下げる措置も承認しました。これらの措置は、不動産の譲渡を活性化させることを目的としています。

### 国際統括会社に対する特定事業税の免除

タイ国内閣は、国際統括会社 (IHQ) に対して、関係会社間ローンから生じる利息に対する特定事業税を免除するという財務省の提案を承認しました。

### 中小企業に対する減税措置

タイ国内閣は、中小企業（事業年度末の払込済み資本金額が5百万バーツを超えず、かつ当該事業年度の売上金額が30百万バーツを超えない法人もしくは法人格を有するパートナーシップ）に適用される法人所得税率を引き下げる勅令案を承認しました。適用される税率は以下のとおりです。

1. 2015年1月1日から2016年12月31日までの期間に開始する2事業年度

課税所得（タイバーツ）	税率
300,000以下の部分	0%
300,000超の部分	10%

2. 上記以降の事業年度

課税所得（タイバーツ）	税率
300,000以下の部分	0%
300,000超3,000,000以下の部分	15%
3,000,000超の部分	20%

### 国民貯蓄基金を奨励する措置

タイ国内閣は、国民貯蓄基金 (National Savings Fund: NSF) を推奨する財務省の案を承認しました。その概要は以下のとおりです。

- 個人所得税の計算の際、歳入法で定められた金額を上限に、NSFへの拠出額の控除を認める。

- NSF加入者、指名された受益者あるいは相続人（加入者が60歳に達した場合、その他法律に定められた状況により加入資格を有しなくなった場合、もしくは死亡した場合）に対し、NSFから受け取る所得もしくは利益に対する個人所得税を免除する。
- NSF加入者が60歳に達する前に障害を負ったことによりNSFから受け取る所得もしくは利益に対する個人所得税を免除する。

当該個人所得税の免除の適用にあたっては、歳入局長が定める規定、手続きおよび要件を満たさなければなりません。

- NSFが行う事業について特定事業税を免除する。
- NSFが締結する契約書について印紙税を免除する。

### 法人格を有しないパートナーシップから分配された利益に対する所得税の免除

タイ国内閣は、法人格を有しないパートナーシップあるいは人的団体から分配された以下の利益について所得税を免除するという財務省の提案を承認しました。

- 遺贈もしくは贈与によって取得した共同所有の不動産の賃貸料
- 源泉税控除済みの預入利息の利益分配（納税者が、その全額か一部かを問わず、当該源泉税の還付請求や税額控除をしない場合に限り）

当該規定は2015年以降に受け取る利益の分配から適用されます。

### 退職年金基金法 (No. 4) B. E. 2558 (2015)

従前の法律を改正する新たな退職年金基金法 (No. 4) 2015が2015年11月10日に発効しました。主な改正点は以下のとおりです。

- 従業員は、雇用主の拠出率を上回る率で退職年金基金に拠出することができる。
- 経済危機、災害もしくはその他経済状況に影響を与える事由が発生した場合、財務大臣は、従業員もしくは雇用主が年金基金への預入や拠出を中止したり延期したりすることを認める権限を有する。
- 以下の規定について改正が行われた： (1) 投資方針を指定していない従業員の預貯金や拠出の投資あるいは利益； (2) プールされた資金の収入記録方法； (3) NSFから脱退した従業員に対する年金基金からの分割支給； (4) 従業員の脱退もしくは退職を目的とした基金の退職共済基金もしくは他の基金への移動。

### 社会保障税法 (No. 4) B. E. 2558 (2015)

従前の法律を現状に合わせるため、社会保障税法 (No. 4) 2015の改正法が2015年10月20日に発効しました。これにより現在の被保険者はより多くの給付を受け取ることができます。主な改正点は以下のとおりです。

- 業務以外の傷害あるいは疾病の際、被保険者は医療サービスから生じる一定の費用のみならず、健康増進およびその維持に掛かる費用のための給付を受け取ることができる。
- 女性の被保険者は、回数に制限のない出産手当を受け取ることができる。
- 被保険者は、第三嫡出子まで子ども手当を受け取ることができる。
- 不可抗力により雇用主が事業を停止した結果被保険者が就労できなくなった場合（雇用契約の終了による場合を除く）、被保険者は所定の要件に基づく失業手当を受け取ることができる。
- 被保険者が慢性疾患を患った場合もしくは障害者になった場合、保険料が全額納付されているか否かに関わらず、死亡手当を受け取ることができる。
- 代替所得の支給のための日給の計算が改正された。
- 被保険者が直接もしくは間接的に意図して傷害、疾病、障害を負いもしくは死亡した場合、手当の支給を取りやめる。
- 経済状況に影響を及ぼす重大な災害があった場合、雇用主の拠出額は減額される。
- 雇用主が社会保障拠出金の支払いを証明する書類の提出を意図的に怠った場合には刑事罰が科される。

## 二重用途品目リストおよびHS Codeリストの公表

商務省 (Ministry of Commerce: MOC) は2015年10月16日、物品輸出入法 (Export and Import of Goods Act, B.E. 2522 (1979)) Section 5 により規制される輸出製品を指定する二重用途品目 (Dual-use item: DUI) リスト (List 1) およびHS Codeリスト (List 2) を公表する通達を公布しました。DUIs とは、商業目的のおよび潜在的に軍事目的 (武器もしくはその部品の製造など) にも使用できる物品を言います。

List 1 に記載された物品については、輸出前に関係する政府機関から輸出許可を取得しなければなりません。当該リストには、以下の10種類の物品が含まれています。

0. 核物質およびその関連機器
1. 特殊素材およびその関連機器
2. 材料加工
3. エレクトロニクス
4. コンピュータ
5. テレコミュニケーションおよび情報セキュリティ
6. センサーおよびレーザー
7. ナビゲーションおよび航空電子
8. 海洋
9. 航空宇宙および推進装置

List 2 に記載された物品については、輸出者はMOCに登録申請書を提出し、輸出物品が商業目的にのみ使用されることを証明しなければなりません。当該リストには、4ケタのHS Codeで300グループが含まれています。

当該通達およびリストは2018年1月1日に発効するため、輸出業者には新しいルールへの準備期間が与えられます。また、当該新ルールの手続きを明確にするための規定が公表される予定です。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文 (タイ語) をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

### 日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一朗	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax  
Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

Legal Services  
Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

Business Tax (Japanese Services Group)  
& Indirect Tax  
Darika Soponawat  
+66 (0) 26765700 ext 12784  
[dsoponawat@deloitte.com](mailto:dsoponawat@deloitte.com)

Transfer Pricing & Business Tax  
Dr. Kancharat Thaidamri  
+66 (0) 26765700 ext 11205  
[kthaidamri@deloitte.com](mailto:kthaidamri@deloitte.com)

Business Tax (Business Model  
Optimization)  
Korneeka Koonachoak  
+66 (0) 2676 5700 ext 5023  
[kkoonachoak@deloitte.com](mailto:kkoonachoak@deloitte.com)

Global Employer Services  
Mark Kuratana  
+66 (0) 2676 5700 ext 11385  
[mkuratana@deloitte.com](mailto:mkuratana@deloitte.com)

Transfer Pricing & Customs Services  
Stuart Simons  
+66 (0) 2676 5700 ext 5021  
[ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)

Business Tax (M&A) & FSI  
Wanna Suteerapornchai  
+66 (0) 2676 5700 ext 10691  
[wsuteerapornchai@deloitte.com](mailto:wsuteerapornchai@deloitte.com)

---

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 220,000 professionals are committed to making an impact that matters.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.